

原子力立地給付金の取扱について

【原子力立地給付金】とは、原子力発電所の関連施設にある自治体やその周辺自治体の住民や企業に対し、原子力発電への理解と協力を求めるために支給される交付金。

交付対象地域のお客さまが当社と電気供給契約した場合は、原子力立地給付金の交付元が一般送配電事業者から一般社団法人電源地域振興センターに変更となります。

一般社団法人電源地域振興センター

ホームページ：<https://www2.dengen.or.jp/html/works/kyufu/>

1. 当社と契約された場合の原子力立地給付金の交付元変更に関する事項

(1) 概要

原子力立地給付金の交付対象地域のお客さまが原子力立地給付金の交付対象地域のお客さまが当社と電気供給契約した場合、原子力立地給付金の交付元が一般送配電事業者から交付手続きを請け負った事業者（平成30年度は電源地域振興センター）に変更となります。

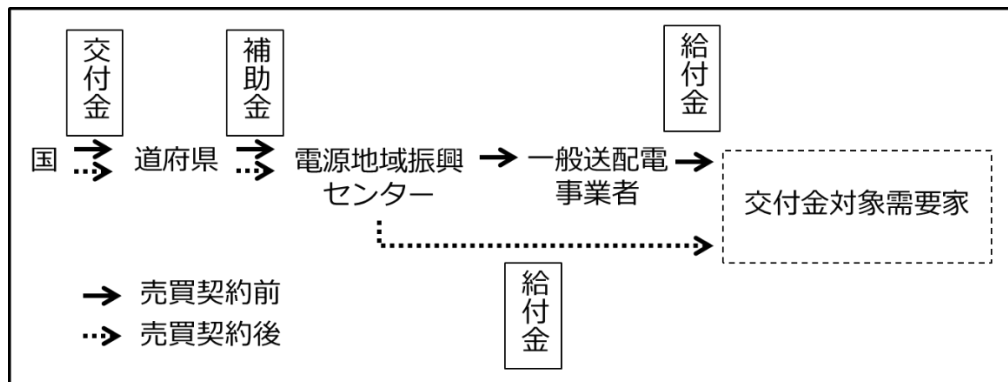


図.給付金交付の流れ

(2) 個人情報の取り扱いについて

原子力立地給付金交付手続きに必要なお客さま情報について、電源地域振興センターからの要請にもとづき、当社より以下の情報を提供いたしますのでご了承ください。

- ・ 契約名義および電気料金のお支払い名義
- ・ お客様ご住所および連絡先
- ・ 供給地点特定番号
- ・ ご契約の料金メニュー、託送契約 kW(動力契約の場合)
- ・ 金融機関口座情報（当社のガス・電気料金を口座振替でお支払いの場合）
- ・ その他給付金交付に必要な情報（お客さまが法人である場合のご担当者様名等）

(3) 原子力立地給付金の受取方法について

原子力立地給付金の交付元が一般送配電事業者から電源地域振興センターへ変更となるに伴い、原子力立地給付金の受取の方法が金融口座への振込あるいは郵便証書（振替払出証書、郵便為替）の郵送による交付となります。郵便証書（振替払出証書、郵便為替）の郵送による交付は「印章」「証明書類」を用意の上、最寄りの郵便局へ出向くことになり現金化手続きが煩雑となりますので本給付金の交付元であります電源地域振興センターにおかれましては、本給付金を金融口座にて受け取ることをお勧めしております。

2. 原子力立地給付金の交付金額の算定方法変更に関するご注意事項（低圧電力をご契約の場合）

(1) 概要

原子力立地給付金の交付対象地域のお客様が当社と電気供給契約した場合、原子力立地給付金の算定方法が変更となり、お客様のご使用状況により原子力立地給付金が減額となる可能性が生じます。

(2) 算定方法の違いについての詳細

・電気供給契約前

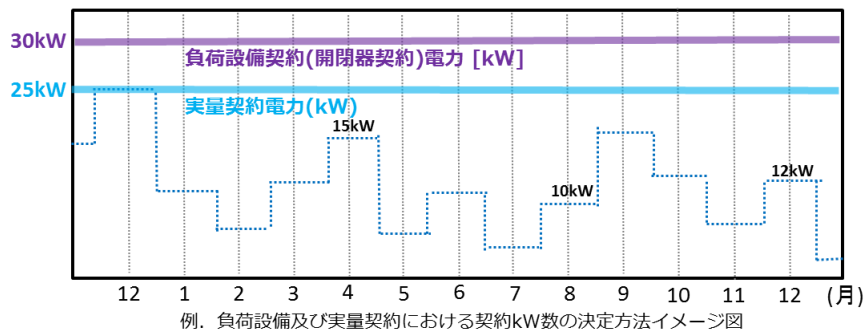
{電力単価×**負荷設備契約^{※1}**、**開閉器契約^{※1}**における契約 kW 数} (円未満切捨)×12(月)

※1 あらかじめ定めた契約容量によって契約電力が決定される。

・電気供給契約後

{電力単価×**実量契約^{※2}**における契約 kW 数} (円未満切捨)×12(月)

※2 過去 1 年間の最大 kW 数によって契約電力が決定される。



・算定方法変更に伴う影響

原子力立地給付金の交付金額の算定が「負荷設備契約」、「開閉器契約」より小さくなる可能性が高い「実量契約」に基づく契約電力を用いた方法に変更することにより、原子力立地給付金の交付金額が減額になる可能性が生じます。

当社は、お客様に対する原子力立地給付金が減額になった場合に補填等はいりませんので、予めご了承
ください。

3. 原子力立地給付金等交付事業の交付対象地域一覧

現市町村	旧市町村	給付金の対象	旧市町村の合併後町域表示
薩摩川内市		電灯・電力	(全町域が対象)
いちき串木野市	串木野市	電灯・電力	愛木町、曙町、旭町、浅山、荒川、浦和町、恵比須町、大園、大原町、御倉町、海瀬、春日町、河内、上名、冠嶽、北浜町、京町、金山、金山下、口之町、小瀬町、小園、栄町、桜町、薩摩山、汐見町、塩屋町、昭和通、新生町、住吉町、西薩町、生福、芹ヶ野、高見町、照島、中尾町、長崎町、西塩田町、西島平町、西浜町、野下、野元、袴田、羽島、浜ヶ城、浜田町、東塩田町、東島平町、日出町、ひばりが丘、平江、深田上、深田下、麓、別府、まぐる本町、美住町、三井、緑町、港町、本浜町、元町、八房
阿久根市		電灯・電力	(全町域が対象)

令和5年10月現在

【2023.10.01 更新】